



金 沢 市 公 報

号外第3号の4

令和6年(2024年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市営住宅条例の一部を改正する条例 (住宅政策課)	4
●条 例		○金沢市介護保険条例の一部を改正する条例 (介護保険課)	1
		○金沢市定住の促進に関する条例の一部を改正する条例 (")	4
		○金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例 (道路建設課)	5
		○金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例 (")	2
		○金沢市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 (企業総務課)	5
		○金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例 (交通政策課)	3
		○金沢市水道給水条例の一部を改正する条例 (")	6
		○金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例 (市街地再生課)	3
		○金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (消防総務課)	6

条 例

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金 沢 市 長 村 山 卓

◎金沢市条例第26号

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「35,586円」を「33,213円」に改め、同項第2号中「51,402円」を「47,448円」に改め、同項第3号中「55,356円」を「51,797円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の規定は、令和6年度分からの保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金 沢 市 長 村 山 卓

◎金沢市条例第27号

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第69号）の一部を次のように改正する。

第5条第22号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第28号

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）の一部を次のように改正する。
第34条第1項第4号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

第35条の2の次に次の1条を加える。

（県登録業者に関する特例）

- 第35条の2の2 第31条から第31条の8まで及び前条の規定は、いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号。以下「県条例」という。）の規定に基づく屋外広告業の登録を受けている者（以下「県登録業者」という。）には、適用しない。
- 2 県登録業者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものについては、第31条第1項の登録を受けたものとみなしてこの条例の規定（同条から第31条の8まで及び前条を除く。）を適用する。
 - 3 県登録業者は、本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項について変更があったとき、又は本市の区域内において屋外広告業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 5 市長は、前2項の規定による届出（廃止に係る届出を除く。）があったときは、遅滞なく、規則で定める事項を特例屋外広告業者届出簿（以下「届出簿」という。）に記載し、一般の閲覧に供しなければならない。
 - 6 市長は、第3項の規定による届出をした者について、第4項の規定による廃止の届出があったとき、又は県条例の規定に基づく屋外広告業の登録がその効力を失ったときは、届出簿からその記載を抹消しなければならない。
 - 7 屋外広告業者が第3項の規定による届出をしたときは、その者に係る第31条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。
 - 8 市長は、県登録業者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものが前条第1項第2号又は第4号のいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期限を定めて本市の区域内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

9 第31条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。
第35条の3第2項中「前条第1項」を「第35条の2第1項又は前条第8項」に改める。
第38条の2第3号中「第35条の2第1項」の次に「又は第35条の2の2第8項」を加える。

第42条の2第1号中「第31条の7第1項」の次に「又は第35条の2の2第3項若しくは第4項」を加え、「怠った」を「せず、又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に金沢市屋外広告物等に関する条例第31条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営んでいる者であって、いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第78条第1項若しくは第3項の登録（以下「県登録」という。）を受けているもの又は改正後の金沢市屋外広告物等に関する条例（以下「新条例」という。）第31条第2項に規定する登録の有効期間の満了の日（以下「市登録満了日」という。）までの間に県登録を受けるものについては、市登録満了日までの間は、新条例第35条の2の2第3項の規定は、適用しない。ただし、市登録満了日までの間に新条例第31条の2第1項各号に掲げる事項に変更があった場合は、この限りでない。

金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第29号

金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例（平成19年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「西日本旅客鉄道株式会社北陸線」を「I Rいしかわ鉄道線」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第30号

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市自動車駐車場条例（平成2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「午前7時から午後11時まで」を「第16条第2項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）があらかじめ市長の承認を受けて定める時間」に改め、同

条に次の1項を加える。

2 前項第1号に規定する時間は、午前7時から午後11時までの時間を含めたものとしなければならない。

第10条の2第1項中「第16条第2項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を「指定管理者」に改める。

別表第3中「。ただし、午後11時を超え翌日の午前7時までの間は、1,000円とする」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、令和7年4月1日午前7時以後の金沢駅東駐車場又は武蔵地下駐車場の利用について適用し、同日午前7時までの金沢駅東駐車場又は武蔵地下駐車場の利用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の金沢市自動車駐車場条例の規定により金沢駅東駐車場又は武蔵地下駐車場の自動車の入場及び出場の時間又は利用料金の額を定める手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第31号

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例

金沢市営住宅条例（平成9年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ及び第8号の2イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市定住の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第32号

金沢市定住の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市定住の促進に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一般居住区域」を「地区計画区域等」に改める。

第2条第2項中「（以下「集約都市形成計画」という。）」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 この条例において「地区計画区域等」とは、都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項に規定するまちづくり協定の締結に係るまちづくり計画その他の規則で定める建築物の規模、土地利用等に係る計画が定められた区域（居住誘導区域を除く。）をいう。

第2条第5項中「次に掲げる要件に該当する」を「本市の区域内に移住する前に、本市の区域外に3年以上居住していた」に改め、同項各号を削る。

第12条の見出し中「一般居住区域」を「地区計画区域等」に改め、「移住者の」を削り、同条中「一般居住区域」を「地区計画区域等」に改め、「移住者の」及び「都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項に規定するまちづくり協定の締結に係るまちづくり計画その他の規則で定める建築物の規模、土地利用等に係る計画が定められた区域内に建築される住宅で、」を削り、「移住者に」を「者に」に改める。

第13条及び第14条中「一般居住区域」を「地区計画区域等」に改める。

別表中「、西日本旅客鉄道株式会社北陸線」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第9条から第13条までの規定については、この条例の施行後5年を目途として、本市における定住の状況その他これらの規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて財政的な援助の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第33号

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例（平成14年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「1,100円」を「1,300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項の規定は、令和6年4月1日以後に搬入する建設発生土の処理について適用し、同日前に搬入した建設発生土の処理については、なお従前の例による。

金沢市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第34号

金沢市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例(昭和42年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第35号

金沢市水道給水条例の一部を改正する条例

金沢市水道給水条例(昭和29年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第36号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、

「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた金沢市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和6年(2024年)3月27日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄